



# 山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外 (11)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則…………… 4
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…… 6

#### 告 示

- 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正…………… 7

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第23条第3項中「又はその写」を「若しくはその写又はその他人事委員会が必要と認めるもの」に改める。  
第33条を次のように改める。

(名簿の失効)

第33条 名簿は、確定後1年を経過した場合は、失効するものとする。ただし、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においてはそれぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) 対象となつてゐる職について新たに名簿が作成された場合
- (2) 名簿をその対象となつてゐる職について新たに作成された名簿と統合することができない場合
- (3) その他人事委員会が定める場合

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「部長」を「部長 調整監」に改め、同項職級2の欄中

次長  
局長(会計局長を除く。)  
参事  
改革推進監  
女性活躍推進監  
技術戦略監  
森林ノミクス推進監  
整備推進監  
危機管理員

を

次長  
参事  
危機管理広報監  
技術戦略監  
整備推進監  
危機管理員

に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機

関の項職級1の欄中「産業技術短期大学校副校長」を削り、同項職級2の欄中「工業技術センター所長」を

「工業技術センター所長  
産業技術短期大学校副校長」に改め、同項職級4の欄中「室長補佐」を「室長補佐  
女性相談センター副所長」に改め、同

表行政職給料表適用職の知事の労働委員会事務局の項職級6の欄中 

主査
----

 を 

主査	主任主査
----	------

 に改め、同表

行政職給料表適用職の人事委員会の人事委員会事務局の項職級4の欄中「専門員」を削り、同表行政職給料表適用  
職の海区漁業調整委員会の海区漁業調整委員会事務局の項中 

	主任主査
--	------

 を 

業務名 を冠す る主査	
-------------------	--

 に改

め、同表行政職給料表適用職の病院事業管理者の病院の項職級6の欄中

「主任精神保健福祉士」を「主任精神保健福祉士  
主任社会福祉士」に改め、

同表研究職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「衛生研究所副所長」を削り、同表医療職給料表

(2)適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中 

内陸食肉衛生検査所長
------------

 を 

--

 に改め、

同項職級3の欄中「内陸食肉衛生検査所の次長」を「置賜食肉衛生検査所長」に改め、同項職級4の欄中「食肉衛生  
検査所の次長及び支所長（内陸食肉衛生検査所の次長を除く。）」を「食肉衛生検査所の次長  
技師長」に改め、同項職

級6の欄中「主任保育士」を「主査  
主任保育士」に、「主任薬剤師」を「主任薬剤師  
主任言語聴覚士」に改め、同表医療職給料表

(2)適用職の病院事業管理者の病院の項職級6の欄中「主任臨床心理士」を「主任臨床心理士  
主任視能訓練士」に改め、同表医療

職給料表(3)適用職の知事の本庁の項職級6の欄中 

主任保健師
-------

 を 

--

 に改め、同表医療職給料

表(3)適用職の知事の出先機関の項職級4の欄中「副看護部長」を「副看護部長  
看護師長」に改め、同項職級5の欄中「看護

師長」を削り、同表医療職給料表(3)適用職の病院事業管理者の病院の項職級4の欄中「副看護部長」を

「副看護部長  
看護師長」に改め、同項職級5の欄中「看護師長」を削る。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

山形県人事委員会委員長（事務局長）殿 採用選考請求書 規則4-1第8条により次の採用選考を請求します。			第 号 年 月 日 任命権者名
根拠条項	第 号	第 号	第 号
所属職名 ( )			
職務内容または必要とする資格等			
氏 名			
年 齢			
最終学歴			
経験年数			
申請理由			
発令予定年月日			

※ ( )には、警察法第62条による階級を記載する。  
 用紙の大きさはA4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
 委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条中「前条第1項第1号から第4号まで」を「前条第1項」に改める。

第4条第5号中「総合試験」を「論文試験」に改める。

別表中	山形県警察官採用試験	公安職給料表の職務の級1級の職	大学卒業程度又は高等学校卒業程度	を
	山形県市町村立学校栄養職員採用試験	医療職給料表(2)の職務の級1級の職のうち、市町村立学校栄養職員の職	短期大学卒業程度	

山形県警察官採用 試験	公安職給料表の職務の級1 級の職	大学卒業程度又は高 等学校卒業程度	に改める。
----------------	---------------------	----------------------	-------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第8条第3項第11号中「企画振興部企画調整課長」を「企画振興部企画調整課長、防災くらし安心部防災危機管理課長」に改め、同項第50号中「職級2の欄に掲げる職の職務又は同項」を削り、「のうち」を「のうち置賜食肉衛生検査所長又は」に改め、同項第51号中「のうち」を「のうち主幹（置賜食肉衛生検査所の所付主幹に限る。）又は」に改め、同項第53号中「課長補佐」を「課長補佐又は看護師長」に改め、同項第54号中「看護師長又は」を削る。

第62条第2項中「第2条第2項」を「。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第2項」に、「を職員の勤務時間に関する条例」を「を職員勤務時間条例」に、「得た数を」を「得た数（以下「算出率」という。）を」に、「読み替えられた職員の勤務時間に関する条例」を「読み替えられた職員勤務時間条例」に、「算出率」を「育児算出率」に改める。

第65条の2第1項中「算出率」を「育児算出率」に改める。

第70条の3第2項及び第70条の6中「職員の勤務時間に関する条例」を「職員勤務時間条例」に改める。

第72条の4を次のように改める。

（条例第18条の人事委員会規則で定める時間）

第72条の4 条例第18条の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間（再任用短時間勤務職員にあつてはその時間に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその時間に育児算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその時間に任期付算出率をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

第74条第2項中「職員の勤務時間に関する条例」を「職員勤務時間条例」に改める。

第77条第2項第4号中「算出率」を「育児算出率」に改める。

第78条第4項第2号中「算出率」を「育児算出率」に改め、同項第4号中「職員の勤務時間に関する条例」を「職員勤務時間条例」に改める。

第100条第4項各号及び第100条の2第4項各号中「算出率」を「育児算出率」に改める。

第101条の7中「県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数」を「算出率」に、「算出率」を「育児算出率」に改める。

第110条第1項中「算出率」を「育児算出率」に改める。

附則第13項の見出しを「（給料の調整を行う職及び調整数の特例）」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により山形市に派遣される職員に対する別表第9の規定の適用については、同表中「食肉衛生検査所」とあるのは「山形市食肉衛生検査所」と、「所長」とあるのは「所付主幹」とする。

別表第10中「 | | 危機管理監 | | 」を

「 | | 調整監 | | 」に、

「  

	改革推進監 女性活躍推進監 技術戦略監 森林ノミクス推進監	
--	--	--

 を  
 」

「  

	技術戦略監	
--	-------	--

 に、  
 」

「  

環境科学研究センター	所 長	1 種
	副所長	4 種
	主 幹	
消 防 学 校	校 長	4 種
内陸食肉衛生検査所	所 長	1 種
	次 長	4 種
庄内食肉衛生検査所	所 長	3 種

 を  
 」

「  

消 防 学 校	校 長	4 種
置賜食肉衛生検査所	所 長	3 種
	所付主幹	
庄内食肉衛生検査所	所 長	3 種
環境科学研究センター	所 長	1 種
	副所長	4 種
	主 幹	(副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)

 に、  
 」

「  

庄内児童相談所	所 長	3 種
	主 幹	4 種

 を  
 」

「  

庄内児童相談所	所 長	3 種
---------	-----	-----

 に、  
 」

「  

衛 生 研 究 所	所 長	1 種
	副所長	4 種 (人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)

 を  
 」

衛生研究所	所長	1種
	副所長	3種
	主幹	4種

に、

産業技術短期大学 学校	主幹	
	副校長	特1種

を

産業技術短期大 学校	室長	
	主幹	
	副校長	1種

に改める。

別表第12の2中

福井県	福井市	7級地
愛知県	名古屋市	3級地

を

愛知県	名古屋市	3級地
-----	------	-----

に改める。

別表第15イの項の表中

最上町立東法田小学校	
川西町立玉庭小学校	

を

川西町立玉庭小学校

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、福井県福井市に引き続き1年以上在勤する職員がこの規則の施行の日  
に在勤する地域を異にして異動した場合における第81条で定める地域については、改正後の山形県人事委員会規則  
5-1（給与の支給に関する基準と手続）別表第12の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公  
布する。

平成31年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「危機管理監」を「調整監、危機管理監、危機管理広報監」に改め、「局長  
(会計局長を除く。）」、「改革推進監、女性活躍推進監」及び「森林ノミクス推進監」を削り、「林業振興  
課」を「森林ノミクス推進課」に改め、「又は秘書」を削り、「秘書主査、人事管理主査」を「秘書専門員、秘書主  
査、人事管理主査、障がい者雇用推進主査」に改め、同表知事部局の項中

環境科学研究センター	所長
消防学校	校長
消費生活センター	所長
食肉衛生検査所	所長

を

消防学校	校長
消費生活センター	所長
食肉衛生検査所	所長
環境科学研究センター	所長

に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「給

与主査」を「任用主査、給与主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第1項を次のように改める。

(1) 各任命権者に対する委任

選考により採用する職のうち、次に掲げる職の選考の実施

- イ 医師及び歯科医師の職のうち、規則別表第3の職級3及び職級4の職
- ロ 海技従事者の職
- ハ 単純な労務に雇用される職員の職
- ニ 非常勤職員の職（ホ及びへに掲げる職を除く。）
- ホ 規則第8条第5号の職
- へ 規則第8条第6号の職

平成31年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年4月1日発行 発行人 山形県